

登録統計調査員募集について

町では、登録統計調査員を募集しています。これは、調査員を選出する際に、あらかじめ登録している人の中から統計調査の仕事に従事していただく人を選出するものです。

1. 統計調査員とは

統計調査には、「国勢調査」をはじめ、企業や事業所について調査する「経済センサス」や「商業統計」、「工業統計」、「農林業センサス」、「漁業センサス」などいろいろな種類があり、統計調査によって作成された資料は、行政施策を策定するうえで、非常に重要な資料として利用されています。

統計調査員とは、これらの統計調査の際に、調査対象へ調査依頼や調査票の配布及び回収を行う人のことをいいます。

2. 統計調査員の主な仕事

- ・ 調査員説明会に出席
調査員説明会に出席し、調査の内容や調査方法について説明を受ける。
- ・ 担当する調査区域の確認
担当する調査区域の範囲を確認し、調査対象を把握する。
- ・ 調査依頼と調査書類の配布
調査対象を訪問して調査書類を配布する。
- ・ 調査票の回収
調査票を配布した世帯を訪問し、調査票を回収する。調査票未提出世帯に改めて訪問し調査票の記入を依頼する。
- ・ 調査票の提出
調査書類の確認及び記入・整理を行い、町に提出する。

3. 統計調査員の身分

統計調査員の身分は、各調査の調査期間中に限り任命される非常勤の公務員になります。調査活動中に災害にあった場合は公務災害補償が適用されます。**健康保険年金・雇用保険制度**は適用となりませんのでご注意ください。

4. 報酬について

調査員には、調査活動に従事した対価として報酬が支払われます。報酬額は、従事する統計調査によって異なりますが、おおむね2万円から5万円までです。

5. 応募資格について

- ・ 20歳以上70歳以下の人
- ・ 責任感をもって調査事務を遂行できる人
- ・ 秘密の保持を厳守できる人
- ・ 警察・選挙・徴税事務などに関わっていない人
- ・ 暴力団員その他の反社会的勢力に該当しない人

6. 応募方法

統計調査員登録者登録申請書に必要事項を記入し、3ヶ月以内に撮影した写真（脱帽・上半身のみ・縦4センチ×横3センチ）を貼り付けて、町役場総務課に提出（郵送可）してください。なお、登録の可否は、本人に後日通知します。

7. 登録の有効期限

登録日から平成32年3月31日まで

8. その他

統計調査を行う際、調査実施の約2ヶ月前に町役場の担当者から調査員登録者に調査の依頼を行います。なお、登録調査員となっても、必ずしも調査員に任命されるとは限りませんのでご了承ください。

9. 統計調査員登録者登録申請書

申請書は町役場総務課にあります。また、ホームページ上からもダウンロードできます。